

総務委員会会議録

日時 平成21年3月6日（木） 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後2時52分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 中込 博文
委員 前島 茂松 渡辺 巨人 高野 剛 望月 清賢
石井 脩徳 金丸 直道 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 康二
人事委員会委員長 渡邊 貢 代表監査委員 横森 良照
選挙管理委員会委員長 新海 治夫
防災危機管理監 花形 俊雄 理事 芦澤 喜博 総務部次長 深沢 博昭
総務部次長（人事課長事務取扱） 芦沢 幸彦 職員厚生課長 中澤 卓夫
財政課長 福富 茂 税務課長 渡辺 祐一 管財課長 矢島 孝雄
私学文書課長 高木 昭 市町村課長 久保田 克己 消防防災課長 窪田 春樹
出納局次長（会計課長事務取扱） 窪田 守忠 管理課長 樋口 雅行
工事検査課長 山田 佳男
人事委員会事務局次長 中川 洋 人事委員会事務局次長 横森 公夫
監査委員事務局次長 桜井 宗 監査委員事務局次長 宇野 哲夫
議会事務局次長 山本 正文

議題（付託案件）

- 第1号 関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する条例制定の件
- 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第6号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第7号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件
- 第8号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第9号 山梨県火薬類取締法関係手数料条例中改正の件
- 第10号 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件
- 第11号 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例中改正の件
- 第42号 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件

（調査依頼案件）

- 第25号 平成二十一年度山梨県一般会計予算第一条第一項歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第四条地方債、第五条一時借入金、並びに第六条歳

出予算の流用

- 第31号 平成二十一年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第32号 平成二十一年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第33号 平成二十一年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第37号 平成二十一年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、第25号議案を除き原案に賛成すべきものと決定した。
なお、第25号議案の採決については、後日、他の委員会の審議終了後行うこととした。

審査の概要 午前10時04分から午後2時52分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係（午前11時48分から午後1時32分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係

第25号 平成二十一年度山梨県一般会計予算第一条第一項歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第四条地方債、第五条一時借入金、並びに第六条歳出予算の流用

質疑

（一般財産管理費について）

中込委員 県庁舎耐震化等整備に4億円余の予算が盛り込まれておりますが、いろいろな事業をするにしましても、まず最初にその事業が必要なのか必要でないのかという大きな戦略的な判断があって、必要だということになれば、じゃあ、よりよい効率的な、あるいは財政的にいろいろなよりよい政策をやっていくにはどうすればいいか、そういう戦術的な判断が多分あるだろうと思います。一般県民のレベルでいくと、情報のない県民がこのことを見たときに、耐震化ということで、ビルが新しく建つときに、この不況のときに何でそのようなものが必要かという判断があると思いますね。そんなこともあって、ここでまずこの予算をつける前に、その前提となる事業の整理をやる、やらないという判断があったと思うんですが、なぜこれを建設するという大きな戦略的な判断をされたのかをまずお聞きしたいと思います。

矢島管財課長 耐震化等整備の必要性ということでございますけれども、大災害が発生したときには、県庁はまさに防災拠点としての機能を果たさなければならないという役割を持っております。この防災拠点となる庁舎の現状でございますけれども、耐震基準にIs値というものがあり、0.6以上であれば大丈夫だろうという、この基準を多くの庁舎が満たしていないという現状でございます。

例えば、県警ですとか教育委員会の入っている別館は0.3で、県警が入っている東別館は0.25という状況でございます。国の調査によりますと、30年以内に震度6弱以上の地震が起こるという率が80%を超えるということで、極めて高い。静岡に次いで全国2番目だと、こういう状況の中で、大災害発生時に県庁が防災拠点としての機能を発揮できないのではないかというおそれが高いという現状認識がまずございます。

さらに、本県庁舎は、内閣総理大臣の指定しております地震防災対策強化地域という、特に災害対策、防災対策が必要だという地域に指定されているわけですが、そういった中にありまして、全国で唯一耐震化が完了していないという庁舎でございます。

さらに、耐震改修促進法の改正がありまして、平成27年度までに県庁舎のような不特定多数の入る特定建築物の9割以上を耐震化しなければならないという法的な制約もございます。こんなことを受けまして、県では耐震改修促進計画をつくりまして、平成27年度までにすべての県の施設の耐震化を図るということを決めており、こういったことから、厳しい財政状況ではありますけれども、この県庁舎の耐震化整備事業というものは先送りできない、避けて通ることのできない事業だということで、実施すると知事が判断したものでございます。

中込委員

耐震化ということの必要性はよくわかりました。ただ、一般県民としては、多分、この不況ということが常にありますから、その要素からということであるのですが、逆に不況であるがゆえに、ここで必要性プラス県の経済を活性化するための事業として積極的にやるということで、知事の御決断には完全に我々輝真会として、積極的にこれをやっていただきたいと思っております。

そのやるという戦略的な前提の中で、やることによっていろいろなメリットを出すということが大事だという、戦術的な判断で言いますと、建設についてどんな方法があるのか、教えていただきたいと思えます。

矢島管財課長

建設手法としましては、大きく分けて直営方式というものと、PFI方式というものがございます。直営方式といいますのは、県が事業主体となりまして、設計、それから建設、維持管理、運営、各段階でその都度、県が発注をして実施するというものでございます。その資金は起債あるいは一般財源で県が全部資金調達をするという方式でございます。

一方、PFI方式というのは、設計から建設、維持管理、運営まで全部を一体的に民間事業者が行うものでございます。その資金につきましても、原則として民間事業者が調達して、その後、整備費を割賦払という形で県が決められた金額に基づいて返していくという方式でございます。

中込委員

2つの、大きく直営方式とPFI方式があるということで、今、概略を聞きました。この予算の中では、PFI方式ということが決定されているようですが、この直営方式とPFI方式を選定するときに、多分、選定の要因というのがあって、それを総合的に検討されてPFIだと思ふんですね。そして、いろいろな要因が、例えば10個あったとしても、5対5のときは迷うわけですし、例えば2対8であっても2が重要であると知事が判断し、執行部が判断したらそれを採用するだろうと思うのですが、どんな要因があるのかお教えいただきたいと思えます。

矢島管財課長

防災新館の建設手法につきまして、PFI方式、直営方式のメリット、デメリットに関して、さまざまな観点から検討をいたしました。主な観点としましては、5つございまして、まず1つは、いわゆる総事業費をいかに削減できるのかという視点です。2番目に、県財政への影響がどうなのかという点でございます。それから3点目に、地域経済への配慮がどの程度できるのかという点でございます。4つ目に、防災新館1階にはにぎわいを創出する

場を設けるといことがございますので、そういったにぎわい創出の効果どちらの方がいいのかと。5番目には、建設までの事業期間がどちらの方式がいいのか。

この5つの視点から主に検討いたしましたけれども、事業期間については直営方式の方が若干早く事業を進められますが、それ以外の視点につきましては、いずれもPFI方式の方が県にとっては有利だという判断をいたしまして、結論としてPFI方式を採用したということでございます。

中込委員

よくわかりました。大きな5つの要因の中で4つはPFI方式だということですが、すぐ地震が来る危険があって少しでも早くつくった方がいいというならば、その1つの要素があって直営ということもあるでしょう。しかし、私は、今の山梨、日本の状況を見たときに、県経済が低迷している、これにせっきくこれだけの金をつけてやって、県内企業を大いに使わなければいけないということであれば、その観点を私は重視をしてPFI方式でいくべきだろうということ、我々会派もそういう考えであるということ、

我々は、比較の要因で決めた利点はどんどん最大限、今後活用し、欠点を補っていく、この視点はすばらしい事業の成功につながるだろうと思っています。この事業を通じて山梨県経済を上向きにしていこうというときに、この方式であれば具体的にこの山梨県の企業を必ず担保できるのか、直営ではできないのか。この辺のところをぜひお聞かせいただきたく思います。

矢島管財課長

地元経済の配慮という点でございますけれども、直営方式の場合は、いわゆる一般競争入札ということで、価格と技術力というものがまさに評点として判断される仕組みになっております。一方、PFI方式の場合は、事業者を選定する際に、審査項目にそういった価格とか技術力のほかに、地元経済への貢献という項目を加えることが認められておまして、ほかのPFI事業、他県の例を見ましても、この事項、地域経済の貢献というものを評点に入れているケースがふえております。

例えば、地元企業の参加がどうなのか。参加させるのか。あるいは地元からの雇用人数をどのぐらいとるのか。あるいは地元企業への発注金額はどれぐらいかといったことを評価指標にしますという形で選定時の審査項目として公表しますので、当然、応募する方々はそれに配慮した、そういったことを計画に入れてきたものを出してくるわけでありまして、間接的に地元経済の貢献が実現できると考えております。

中込委員

耐震化は災害があったときに対応できるための対策で、それをもとに県経済を発展させるということでは、今、言われた手法を確実にして県内業者を大いにこれに参加をさせていただいて、今後執行部としてはやっていただきたいと思っております。

古賀総務部長

今、御質問をいただきましたことにつきまして、若干、所感と今後への思いということで申し上げさせていただきたいと思っております。最初に課長から、耐震補強の必要性ということについては、御説明をさせていただきました。それで、この耐震化という事業の必要性については先ほど説明をさせていただいたとおりなんですけれども、その上で耐震補強という形をとるのか、あるいは建てかえという、防災新館の整備という、こういう手法をとるのかという、その部分の判断がございます。

これは実は平成19年に外部の有識者も入れた検討委員会をつくりまし

て、その点の議論をいたしまして、結果として耐震補強という手法をとることは不可能ではないけれども、相当、建物の老朽化が進んでいて、耐震補強をした場合でも延ばせる寿命というのがごくわずかであるということで、その耐震補強という手法をとった場合に、その補強に係る投資ですね、これと延ばせる寿命との費用対効果を考えた場合に、これはつり合わない。これは経済的に考えれば、耐震補強という手法ではなく、集約建てかえという手法をとるほかないという報告もいただいて、私どもといたしましては耐震化はやらなければいけない。そういう中で補強という手法については、建物の今の状況からして、技術的にも現実的な手法ではないということで、集約建てかえという手法をとらざるを得ないという判断をいたしております。

その上で、先ほどから、御質問もいただきました直営かPFIかという話の中で、私どもといたしまして、やはりPFIという手法についてのメリットといたしましては、一番はやはり財政負担の平準化ということでございます。財政負担につきましては、直営方式をとる場合には、平成24、25年度が建設の一番大きな年になりますけれども、このときに相当集中して、整備費というものが出てまいります。これを、直営という方式をとった場合には、そのときどうやって賄うかということで言いますと、これは一つは基金を取り崩すという方法があります。あるいは、ほかの予算を抑制して、頑張っただけで捻出をするという方法がございますけれども、いずれにいたしましても、そのときに相当な一時的な財政負担、財政圧力というものがかかるとということで、ほかに何らかの形でしわ寄せが来るというのは避けられないと思っておりますけれども、このPFIという手法をとった場合には負担を相当平準化できるということで、言ってみれば、防災新館というものは相当長きにわたって使用していくものですから、世代間負担の公平化といった観点からも、そうした手法をとる方が、むしろ県民の負担感的に現実的に合っているのではないかとということと、そして、もう一つはやはり民間資金の活用という、PFIのそもそもの趣旨から考えて、やはりこういう大きな事業、しかも今、景気が非常に悪化をしております中でございますけれども、こうした民間資金の活用ということによって、結果的には資金の循環を促すというようなことも、やはり経済活性化という観点からいって、効果的ではなからうか。

さらに、地元企業の活用、地域経済の貢献という観点から見た場合に、先ほど来、申し上げております地域要件というのを付すか付さないかというのは、大きな判断でございますけれども、これがWTO案件で県の場合には付すことができないということであれば、先ほど申し上げましたPFIで地域経済への貢献という項目を加えて、そういう中でいろいろと、例えば下請けですとか、資材の調達ですとか、そういう面で県経済の活性化につながるような項目を客観的に評価をして、取り組みを促していくという方が、地域経済にとってメリットが大きいのではないかとというようなことから、このPFIという手法、これが最も効果的であるというふうに判断をいたしております。

いずれにいたしましても、今、財政状況が非常に厳しくなってくる中で、まず一つは財政負担を極力抑制していくために、やはり整備に当たっているところから経費の節減を徹底していきたいと思っておりますし、少しでもこの事業を進めていく中において、これが地域経済の活性化に資するように、我々としてもいろいろ、これは防災新館の話だけではなくて、議事堂の改修とかそういうことも出てまいりますので、そういう事業をトータルで配慮しながら進めていきたいと思っております。

（財政運営について）

前島委員

財政運営につきまして、総務部長並びに財政課長にお伺いしたいのですが、今、説明をいただきまして、ことしの予算の編成について、大変な御苦勞をされた足跡というものをお察し申し上げているわけでございまして、我が国経済が世界的な規模の経済危機に直面して、小泉内閣が進めてまいりました聖域なき構造改革、民間活力によって財政を立て直していくという大方針が通じなくなって、結局、ことしの国家予算も83兆円台の一般会計の予算が、大幅に88兆円の大規模で都道府県、市町村の財政も、いわゆる財政運営を拡大せざるを得ない。借金をしてまでもとりかからなければならぬ。こういう国家的な財政危機に直面をしている。そういう中で、山梨県としても国の政策に呼応した財政の編成を余儀なくされているということだと思っております。

そういう状況の中で、今いろいろとお話がありました。まず、歳入の面では、259億円という、いわゆる県税がマイナスの収入に落ち込んでいると。法人二税を中心として、大変な冷え込みの中で、この税の収入が減っている。それに対して、特別のこし地方譲与税という中で、この法人関係の財源を半減していただく形の中で、これは新たに54億円というものが重なって予算の編成が収入の面ではあると。しかし、その一方で、去年は当初で666億円の県債の発行をした経過の中で、こしははるかに275億円を上回る県債を発行しなければならない。御承知のように県債の償還額を常に上回る借金を続けていかなければならない。今のこの状態の中で、非常にこの財政運営に我々も、県民の皆さんも心配をしているところであります。

かつて総務部長、財政課長等々は、この健全財政運営について、今は純然たる県債、一般県債はマイナスの方向で取り組んでいるんだということで、県債は財政特例債のようなものはやがて交付税として返ってくるから心配ないんだというようなお話であります。これは、からくりになっているということなんですよ。

ちなみにお話をしますとね、山梨県の主要基金残高をずっとトータルで見ていくと、天野知事の時代には、御承知のように最終年度が、天野知事の平成14年の残高は、財政調整基金、県債管理基金、公共施設整備等事業基金の合計は、528億円あったんですね。で、山本知事最終年度、平成18年には、504億円あったんですよ。ところが、これからどんどん、どんどん落ちていきまして、こしの編成の残高は275億。200億の規模で基金は減少している。一般会計は決して県債はふえてはいないんだという説明をしておりますが、その辺がちょっと解しがたい感じで財政運営を見ているんだけれども、私がもし間違いであるとすればお話をいただきたいと思っておりますが、いずれにしても大変な財政編成を余儀なくされているという点について、この危機的な状況について、どのような認識を持っておられるかということをまず1点聞いておきたいと思っております。

福富財政課長

本県の財政状況は、非常に長い期間、厳しい状況が続いております。基金の残高につきましては、委員からも御指摘がありましたとおり、500億を上回っていた状態が、20年度末で407億円程度が見込まれているわけでございまして、これにつきましては、ここ数年は当初予算におきまして、100億円前後取り崩しという中で、年度途中での経費節減努力などをしながら、100億円程度は何とか回避をしつつも、最終的には一部取り崩したり、また、全体の取り崩しを回避したりということをお繰り返しておた

わけでございます。

しかしながら、平成20年度におきましては、特に当初予算を最終的に予算割れをするような減収が、年度途中での税収の減というものがあまして、これだけでも26億円ぐらゐ減収がございまして、こういった年度途中という非常に厳しい経済環境があった中で、結果的には407億円まで基金残高が落ち込むという状況にはなっております。20年度以降も当初でも基金取り崩しを予定するのは非常に厳しい状況ではございますけれども、これまで同様に年度途中での経費節減努力をすることによって、最終的には年度末での基金取り崩しはできるだけ回避するという努力をしながら、基金残高というものもしっかり維持をしながら、財政運営をしていきたいと考えておりますし、また、当然、今、年度途中のお話を申し上げましたけれども、年度途中の予算編成におきましても、事務事業の見直し等々で歳出の削減もしておりますし、一方で歳入確保の努力も続けておりますので、予算編成は、今後も厳しい状況ではありますけれども、しっかり基金もできるだけ確保しながら財政運営をしてまいりたいと考えております。

前島委員

幸い、前からのそういう基金の積み立ての努力の歴史の中で今日の予算編成がこうじて組み立てられているということの、その歴史的な評価と重みというものを、改めてしておく必要があるんじゃないかということを一ポイント指摘しておきたいと思っております。

今、御承知のように、本県ばかりではないのですけれども、事務的経費、どうにもならない。知事さんがどう変わろうと。また、首脳部がどう変わろうと、このいわゆる財政運営の中で事務的経費の占める割合、これ、すなわち経常収支比率、収入に対してこの経常収支比率というようなのを検討してみると、御承知のように、これまた今の現状というのは恐らく九三、四％に、あるいは九四、五％に山梨県の場合は達していくのではないかと現状思っており、分析をして見ているのですが、いかがでしょうか。

非常にそういう点では経常収支比率、19年度の時点で92.9％に達しているんですね。これが20年と21年にいい材料は見当たらないということを考えますと、これはさらに悪化をしていくという危機感を持っているのですけれども、その辺の認識をちょっと聞きたいと思っております。

福富財政課長

経常収支比率につきましては、19年度92.9という数字がございまして、今後につきましては、社会保障関係費が、これは特別伸びてきたということでございまして、これは中期見通しでの全くの試算でございまして、20年度におきましては93.6、21年度におきましては96あたりまで伸びるのではないかと状況でございまして、これは全国的な趨勢でございまして、本県は全国の中ではまだ比較的いい方ではございまして、過去、経常収支比率が90を超えるというのはかなり厳しい状態だと言われておりましたので、本県におきましても財政的には非常に厳しい状況が今後見込まれております。

前島委員

そういう観点に立って、非常に厳しい財政環境なので、今の時代の県政運営の基本的な方向性、あり方というのは一体どういう方向で行くべきかということ、やっぱり議論し合っていかなければいけないのではないかと思います。私は、全国的に見ても、当面は今の困窮している経済対策、県民や国民の皆さんの、いわゆる生活手当という方向に非常にきめの細かい財政出動に重点を置く財政運営というのが、国を含めて求められているのではないかと、

そういうことの中で、大きなプロジェクトはしばらく様子を見ていこうというのが、都道府県あるいは地方公共団体の取り組みのように感じられますが、いかがでございましょうか。

福富財政課長

今後の財政運営を見通した場合に、本県で一番最初に取り組みなければいけないのは、やはり県債残高の削減であろうということで、これまでも行政改革大綱に基づいて取り組みをしてまいったところでございます。したがって、明年度の予算編成におきましても、公共事業、それから県単の公共事業につきましても、4%、8%で削減をする中で、一方で交付金などの財源を活用しながら、できるだけ事業費を確保して事業を進めております。

また、県債残高の削減と合わせて事務事業の見直し、さらには明年度からは給料の特例減額等に取り組みながら、県政の財政などの健全化に取り組んでおります。ただし、一方で、必要な事業、やるべき事業についてはやっとならなければならないということで事業の平準化と大規模なプロジェクトにつきましても、できるだけ計画的に平準化をしながら必要なものについては取り組んでいきたいということで、これは特に近年のところでは耐震化ですとか、こういったものというのは緊急で避けられない事業でございますので、できるだけ平準化等をしつつも、できるものからやっていくというのが現状でございます。

前島委員

最近自治体の健全財政運営の中では特別会計を含めての連結決算の状況がどうかということが診断のポイントになっているけれども、特別会計を含めての本県の財政赤字というのは、一体どの程度あるのかということについて、ちょっとマクロ的で結構でございますけれども、御説明をいただいております。

福富財政課長

連結決算ということで申し上げますと、348億円の黒字となっておりまして、そのうち公営企業等で持っておりますのがその半分ぐらいという状況になっております。

（定額給付金について）

前島委員

御承知のように国の補正予算が成立をしまして、定額給付金の問題で各市町村が競って給付の窓口対応を急いでいる。早いところは今月の中旬から始まるということでございます。山梨県の市町村は、いろいろな世論調査もあって、全くむだだとか、いろいろな議論がありましたけれども、ここへ来まして、いかに冷え込んでいるかなということが実感できる。すべての人たちが同じ方法で、生産人口の方々は1万2,000円、子供と高齢者は2万円という支給、給付に向かって、全力挙げて競争して取り組んでいる状況でございます。

そこで、県は直接、市町村との関係は、給付金の窓口ではないけれども、このお金は国を挙げての困窮の経済対策、緊急経済対策のために減税の問題を含め、消費の問題を含め、いろいろな問題を含めて、これは全国民の1億2,700万の皆さん方に可及的速やかな支給をして、上半期にこれを引き出して使っていただく、こういう運動の流れでいるわけです。

そこで、市町村課としてもこの際、地域経済活性化のために、この県内地域経済に刺激をしてほしい、こういう1つの運動展開をともに呼応し合っていく役割を担う必要もあるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

久保田市町村課長 定額給付金に関しましては、平成20年11月28日に総務省から概略が示されて以降、市町村担当者を集めまして説明会を開催させていただきました。個々の相談にも応じるなど、市町村課におきまして今、総務省と関係をとりながらきめ細かく助言、情報提供などをやってまいりました。

具体的には、認定、それから給付上の疑問点、国への要望事項等を取りまとめまして、総務省に協議をいたしまして、給付が円滑に実施されるよう、振込手数料の設定でありますとか、振込件数の調整、あるいは町村会、市長会、金融機関等々と調整を重ねてまいったところでございます。

あわせて住民への生活支援と地域の経済対策という観点から、定額給付金の趣旨にかんがみまして、給付金の支給をその地域の経済の活性化に結びつけられるよう施策を行うことが望ましいと、プレミアムつきの商品券の発行などの情報提供を各市町村へ工夫、努力を促してきたところでございます。

いよいよ定額給付金の給付が開始されております。給付が遺漏なく実施できるよう、今後とも助言、情報提供等、支援をしていく所存でございます。

ちなみに、一番早い市の給付でございますが、大月市が3月16日からを予定しております。また、笛吹市におきましては3月19日からの給付を見込んでおります。各市町村の人口等にもよりますが、給付の状況につきましては、多少時差がございますが、いずれも遅滞なく、できるだけ速やかに本県経済の活性化に結びつくよう、また、地域経済に結びつくよう助言をしてまいりたいと思います。

古賀総務部長

後になってしまいましたが、財政運営の質問について、最初にお話をいただきました、特に財政運営においての基金残高でございますが、我々、財政当局として財政運営上、県債残高の削減と並んで最も留意すべき点だと思っております。本県は基金残高を県民1人当たりで見ますと全国では6位という状況でございます、非常にいい位置でございます。これはまさに過去累々と積み重ねてまいった健全財政の努力のたまものであると思っております、それで、近年では、明年度予算でも140億、これを当てにして予算を組んでいるわけでございますが、近年は毎年度120億から40億円程度、これを当て込んで予算編成をして、結果的には年度末の節減努力等でこれを一定程度積み戻すということをしてきているわけですが、これが基金が底をつくということはダイレクトに、今申し上げた当初予算段階でそれを当てにして予算編成をするということができなくなりますので、予算編成に支障を来すということになってまいります。

したがって、私どもとしても、今回、未曾有の不況という中で、思わぬ基金の大きな取り崩しをせざるを得なくなりましたけれども、これは十分今後の財政運営では留意をして、この基金をなるべく温存して、また後につないでいくということが我々の責務だと思っておりますので、より一層節減努力、あるいは財政運営上の工夫を徹底していきながら、十分この残高につきましては、後世の財政運営に支障が出ないように留意をしてまいりたいと思っております。

また、大規模プロジェクトにつきましても、まさにこういう時代でございますから、必要やむを得ざるものに限るといのが大原則だと思っております。一方で、耐震化、この防災新館もありますし、あるいは高校の建てかえということも立て続けにまいりますけれども、こういうものについては避けて通れないと思っておりますけれども、ただ、整備するに当たりまして、

やはりいろいろと創意工夫を凝らしながら整備経費を抑制しながら、また先ほども申しあげましたけれども、年度間の財政負担の平準化を図りながら、これが直接的に財政運営、あるいは他の県民生活一般の福祉行政等々に影響を及ぼさないように、十分留意をしまいたいと思っております。

（税収確保特別対策事業費について）

石井委員

税収確保特別対策事業費、4,290万円余の予算を計上してあるわけですが、山梨県地方税滞納整理推進機構、いわゆる県と市町村が共同した徴収組織がたしか1年前に設置されたと思います。

まず、この機構の概要と、また、今年度の目標あるいはその状況についてのお話をまずお伺いしたいと思います。

渡辺税務課長

山梨県地方税滞納整理推進機構でございますが、3年間の限定組織ということで、今年度設置したものでございます。

この目的につきましては、2点ございまして、1点目は個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理の推進。2点目といたしまして、市町村の滞納整理に係る技術の向上を図る。この2つの大きな目標を掲げまして設立をいたしております。

この機構の構成につきましては、県と28の全市町村が構成メンバーとなっておりますけれども、市町村からの派遣をお願いしておりまして、今年度は20の市町村がその派遣に応じていただいております。

機構の今年度の目標でございますけれども、引き継ぎを受けた滞納案件につきまして、10億円の滞納整理を行うということと、20の派遣市町村につきましては、不動産、債権、自動車の差し押さえ、すべてを実施すると。それから、インターネット公売を全ての市町村で行うと、この3点を目標といたしまして実施をしているところでございます。

石井委員

機構の成果については、掲げた目標達成と申しますか、そういったものも見込まれていると思います。特に、その成果が上がったこと等があると思っておりますけれども、それらについてちょっとお伺いしたいと思います。

渡辺税務課長

今年度、まだ終わってはおりませんが、先ほど目標に掲げました3点につきまして、まず1点目の10億円の滞納整理でございますが、1月末現在で約8億5,000万円の実績を上げておりまして、目標は達成される見込みが立っており、また、差し押さえとインターネット公売につきましては、既に派遣市町村すべての20市町村で実施しておりまして、これは目標達成をしたということで、実績が上がっております。

特に、実績が上がっていると実感いたしますのは、精神的な部分と申しますか、市町村の滞納整理に対する考え方が相当変化してきているということでございます。滞納が生じた場合、差し押さえを中心とした毅然とした滞納整理、徴収を実施するということが徐々にではありますが定着してきていると思います。非常にこの意識改革というのは図られているのではないかと思います。

なおかつ、差し押さえについても非常に積極的になっておりまして、投資信託、あるいは株式、それから、先日ここで議決をいただきました過払い金の債権の関係ですけれども、市町村におきまして、この過払い金の債権に伴う差し押さえというものも実施するとか、新しい分野についても積極的に取り組んでおりまして、いくつかの市町村におきましては、もう自立的に滞

納整理を行うというところまでできております。

石井委員

大分成果を上げているという、目標値が達成できそうということでございますけれども、参加市町村の評価などはどうか、あるいはまた、今後の課題等も相当あるかと思っておりますけれども、これらについてお伺いしたいと思います。

渡辺税務課長

参加市町村の評価ということでございますが、昨年12月から新年の1月にかけて、派遣をいただいている20の市町村長さんに直接私がお会いをしてきました。目的といたしましては、これまでの成果の中間報告、それから今後どのようにしていくかという取り組みにつきまして御理解をいただくということで、お伺いをしてきましたが、市町村長さんからは異口同音ではございますが、感謝をしていただいたということで、一定の評価をいただいているのではないかと自負しております。

それから、課題ということでございますが、滞納整理で、今、派遣市町村の職員の現地指導をしておりますが、個人でやるというのは、個人攻撃の対象にもなりますし、非常に厳しいものもございます。やはり組織として守っていくような、組織ぐるみといいますか、一丸となった滞納整理が必要ではないか。そういった場合、管理職のマネジメント能力というのも非常に大事になってきております。今後は、こういったマネジメントにつきましても力を入れていく必要があるのではないかと考えております。

石井委員

課題も、お話を聞きまして、さらに成果を上げていただくことが大事ではないかと、このように思っているところでございます。

大変不景気の中でありまして、また、滞納整理というのは非常に難しいといえますか、大変だとは思いますが。しかし、これは税負担の公平というものが確保できて初めて自治体の運営も潤滑にいくのではないかと考えているところでございます。

今後におきましても、この機構を生かす中で積極的な取り組み、また市町村も毅然とした形の中で取り組んでいかれたらと、このように思っているところでございます。どうか、この厳しい状況下の中で、県の職員の皆さん、本当に御苦労はしているとは思いますが、県民と一体の中でこの危機を乗り越えていっていただきたいと思っています。今後ともぜひしっかりした取り組みの中でよろしくお伺いしたいと思います。

古賀総務部長

特に税務行政の上で大事なものは、やっぱり我々の意識だと思っております。その上で県民の皆さんの意識だと思っております。まず、今年度から滞納整理機構をつくりましたけれども、一番大事なところというのは、県税だから、市町村税だからという意識ではなくて、税というものは県民の皆さんからとってみると、市町村税だろうと県税だろうと国税だろうと税なんですね。ですから、それを市町村税のことは市町村にということで、県が横を向いていけば、結局それは県税にはね返ってくる。要するに、税務行政全般の根幹にかかわってくるという問題だと思っております。

そういう点では、そういう部分の意識というものをまずなくすということ。つまり、県と市町村とは本当に一蓮托生なんだということで、この滞納整理機構をつくったというのは大きな意味があったと思っておりますけれども、今回、初年度順調に滑り出しをしまして、そして本年度の成果を見て、新年

度には、職員の派遣をされていなかった町村もすべて派遣いただけることになりまして、各市町村の税の徴収というものに対する取り組み、意識、姿勢が本当に大きく変わってきたなと思っております。

やはりこれをさらに進めていって、確固たるものにしていく。その上でやはり税の徴収率が上がってくることによって、県民の皆さんにとっても、隣近所で滞納されている方というのが少なくなってくるというのが、これが結局、納税意識の向上というものにつながって、そして全国的に見ると、県では福島とか新潟とか、徴収率99%というような県があるわけですが、そういう県というものの姿に近づいていくんだと思っております。

まだ山梨県は税の徴収率というのが、全国、下から数えた方が早いというよりも、一番下というところからの大きな転換を今、図ろうとしているわけですが、この取り組みというものをこれから着実に進めていって、税の徴収率についても、全国の真ん中ぐらいにまず上げられることを最低限の目標として、県と市町村が手を携えて頑張っていきたいと思っております。

討論 なし

採決 他の委員会の歳出予算の審議終了後、行うこととした。

第31号 平成二十一年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第32号 平成二十一年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第33号 平成二十一年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第37号 平成二十一年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第1号 関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第6号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

前島委員 今、財政課の方から提案をしていただいたことで、条例の改正については賛成ですけれども、実は山梨県手数料条例を一部改正する条例の介護サービスや介護支援専門医の再研修にかかわる手数料の点の条例改正につきまして、実は、非常に介護サービス事業所の皆様方の総意が非常に高いということの指摘が皆さん方から寄せられておりまして、前は随分、もっと高い5万円近い金額だったんですが、これがだんだん落ちてきているわけです。この辺の裁量権というのは都道府県にあるわけですので、国の基準はあるけれども、都道府県で、いわゆる調査手数料、情報調査手数料は定めるよ

うになっていると思いますね。

そういう点でね、少しやっぱり事業所の意見をお聞きになって、ほとんどが委託先に対する人件費みたいなものだと思うんですね。例えば、上の方に、簡単に申し上げますと、教職員の免許状の更新みたいなところは3,300円というわずかな金額だけですけれども、介護支援専門医の再研修に係る手数料1万5,000円とか、それから、その下は3万1,000円が2万4,000円。ところが、その中に幾つも施設では事業を併設でやっているんですよ。介護サービスや、それから入所サービス、あるいは訪問介護や、居宅系と施設系を幾つもやっているんです。だから、1つの施設で10万円を超えるような負担金を出すというような結果になるんです。

だから、この点は、やはり今、もう介護サービスというのはみんな競争して、自分たちでホームページで宣伝もしたり、サービスもやっている。一方、県もしっかりとした監査室を持っていて、監査をする。そういうことの中で第三者評価もされる。そういうことのいろいろな規制と網の中でやっているの、やっぱり全体の団体の皆さん方は、こういう点についてはいま少しやっぱり福祉の心というか、福祉サービスという観点から、できるだけ減額に努めてもらいたいということを要望されているんです。

ことはこととしてこういうことをございますけれども、減額の方向に向かってくれているということについては、評価をさせていただく。あわせて、さらなる努力をお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号 山梨県火薬類取締法関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第10号 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第11号 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第42号 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（法人二税の税収について）

望月委員 平成21年度の予算の中で、県税の落ち込み、これは景気の悪化という形の中で如実に出ているということでございます。そういう中で、法人二税の落ち込み、金額はどのくらいでしょうか。

渡辺税務課長 今回の県税に係る部分につきましては、制度改正に伴う部分がございます。法人事業税の一部が国税になってしまうという特殊事情がございます。そういった関係で、実質県税と県税という2種類の言い方をさせていただいているわけですが、実質的な部分でいきますと県税全体で204億円の減収になっており、法人二税の関係では、実質法人二税ということだと、162億円。先ほどの地方法人特別税を除きますと、217億円ほどの減収ということになっております。

望月委員 この減収の額ですけれども、これはどのような形の中で算定したのか、算定根拠についてお聞きします。

渡辺税務課長 法人二税の税収の見込みにつきましては、主要な法人を172社に絞っております。ちなみに、この172社の19年度の実績を申しますと、法人二税のウエートが大体75%、4分の3を占めております。この主要法人につきましては、会社の公表する業績見通し、それから会社四季報等、そういった営業状況といえますか、業績の見通しをそれぞれ個別に調査をしまして、算定をいたしております。残りのその他の法人、全体では2万社くらいございますけれども、その部分については個別判定できませんので、業種ごとに日銀の短観、あるいは民間のシンクタンクの見通しによりまして算定をするという形で法人二税の税収を見込んでおります。

望月委員 個別の聞き込みをしたということですから、いつごろでしょうか。

渡辺税務課長 来年度の税収見込みにつきましては、1月算定ということになっておりまして、データをとったのは12月末ということでございます。ただし、それ以後、企業の方で大幅な営業収益の見直しをしておりますので、予算編成に間に合う部分につきましては、個別に、でき得る限り最新の情報に振りかえるような形で算定はさせていただいております。

望月委員 ことしの1月ということになりますと、その数値は前年の9月ごろか10

月ごろですか。12月の数値をもってやっているのでしょうか。

渡辺税務課長 12月の数値ということでございます。

望月委員 急激に経済状況が悪化しているという中で、12月といいますと、それからの平成20年度の最後の四半期、1月、2月、3月が、大変な落ち込みのような状況なんですね。それらがきちんと反映されているのかどうか、お伺いします。

渡辺税務課長 予算編成に間に合う部分につきましては、特に主要法人についてでございますが、知り得る範囲の中で最新情報に振りかえをしております。その他の部分につきましては、現在、見直しという形での公表がされておりませんので、そこは反映ができないというのが実情でございます。

望月委員 今、知り得ている情報の中で、製造業、山梨県におきましては、機械、電子、それから非製造業、金融業とか建設業、運送業、流通、それから地場産業のワインとか宝石と、こういう業種の中で昨年度に比べてどのぐらいの落ち込みがあるのか。特に金融関係なんかにおいては、岡島さんの関係で50億以上の負債を放棄ということもありまして、それらも県税に反映しているんじゃないかなとも考えられますけれども、いかがですか。

渡辺税務課長 業種ごとの分析ということですが、すべての業種を把握しているかどうか、心配なところがございますが、今のところ、まとめた中では、製造業は6割減、金融業につきましては50%強減ということになっております。建設業につきましても約4割減ということで、すべての業種で減収ということになっておりますが、特に製造業の落ち込みは大きくなっています。

望月委員 このような落ち込みというのは大変なことだと思います。山梨県の総収入の中で県税というのが20%を切ってしまうというような割合でありますけれども、やはりここら辺をきちんと掌握して調査をする。これがいろいろな事業に反映すると思うわけであります。

そんな中で、今後もきちんと、しっかりとそこら辺を見極めていただきたいと思います。

それから、法人事業税ですけれども、事業の期間と、地方税の納入期日にずれがありますよね。それをどのように考えているのか、お聞きをいたします。

渡辺税務課長 法人事業税の申告につきましては、まず事業年度が開始して6カ月を経過した以後、2カ月以内に中間申告というものをすることになっております。それから、事業年度が終了してから2カ月以内に確定申告ということで、大多数の法人が2回、中間申告と確定申告をすることになっております。

年度間のばらつきがございまして、実は3月決算法人の税額の法人二税に占める比率というのは大体7割ぐらいになっているのですが、この3月決算法人につきましては、11月に中間申告をしていただいて、翌年の5月に確定申告ということになってしまいますので、トータルで年度をまたいでしまいます。そういうことになりましたと、急激に業績が悪化している場合は、例えば今3月期の決算を考えますと、中間では前年度の約2分の1で納付しているものですから、決算を打った場合にそれよりも少ない額が出てしまうお

それがありまして、そうした場合には年度をまたいでしまい、県税で返すわけにもいきませんので、歳出の方から還付するという形になりますので、一方では取り過ぎている年度があって、一方では返さなければならない年度があるということではらつきが生じる可能性がございます。

望月委員

3月決算の法人が7割ということで、この景気の状態の中で下方修正されますと、相当の額の還付金が発生すると思います。この予算書にも32億円ほど載っておりますのですけれども、この額で間に合うんですか。

渡辺税務課長

現在、把握している中では間に合うということで考えておりまして、間に合わないということになると、また大変な話なんですけれども、法人二税に関しては平成20年度に比べ倍の額ということで、還付額30億円のうち、中間申告分として28億円ぐらい計上しているわけです。これは願わくばという形になるのですけれども、なるべく下方修正ではなくて、むしろ経営が反転していただければありがたいと考えております。

望月委員

還付金につきましては、法人二税は前年度に納めていると。そして、年度がかわって新たな年になって今度、還付ということですね。これが多額になりますと、これはかなり財政運営に影響してくるということが想定されるわけです。それから、今の状況を見ますと、ますます下をほうような形の中の経済情勢がまだ続くのかなと思います。そうしますと、来年度よりもさらに再来年、大変な状況が想定されるはずですが、その点についてはどのように考えていますか。

渡辺税務課長

そこは企業の予測ということになりますので、私ども調査能力といいますが、今、100年に一度の不景気というようなことを言われておりますが、経済対策を今から国のレベルで積極的に行うということも聞いておりますが、どういう推移になるかというのは、今の段階でこれ以上、もっともずっと悪くなるのか、それともあるところで歯どめがかかって、ある程度上方に転じるかというのは、推測のしようがございません。

ただ、これで税収に穴があくといいますが、歳入欠損が生じてしまうというのは非常に困りますので、絶えず情報を入手できるようにしていきたいと考えております。

望月委員

予算概要におきましても、新規事業もかなり入っております。例えば、このような状況の中で、ますます悪くなっていくということになりまして、新規事業のみならず、固定費まで圧縮していかなければいけないという状況も想定されるのではないかと思います。そんな中で、いろいろな面に影響が出てくるわけですから、できるだけ確かな数字をきちんとつかんで見せてもらいたいと思っております。

それから、やっぱりこういう形の中で、大都市を抱えている県というのは、それなりの県税があるわけですが、影響力が少ないといえ少いのかもしれないけれども、やはり国と地方の税配分の問題とか、それから新しいビジョン、こういったものをきちんと地方も提言して、そして県の財政をきちんとしていくということも大事だと思いますけれども、そこら辺をお聞きしたいと思います。

古賀総務部長

私どもとしても税収は非常に今後厳しい、新年度予算も204億円落ち込

みますけれども、法人二税の仕組みと申しますのは、前年の納税額をもとに中間納付ということになり、言ってみればその効果というのは1年おくれて税収に出てくるということになりますから、仕組み上、再来年もさらに厳しいということに、当然なってくるわけですから、来年だけが税収が厳しくて、再来年いきなり戻るといったことはないわけですね。そういう点では、財政運営というのは当面、相当厳しい状況が続くという前提で我々も気を引き締めていかなければいけないと思います。一方で、今、地方財政制度の問題として、ほとんどの地方の財政運営というものが、今の制度を前提として、どこまで市町村、そして県が頑張っていけるかというのは、全国各地の状況を見ておりますと、本県は相対的に見るとまだ比較的ましな方ということで、何とか厳しい中でも頑張っておりますけれども、ほとんど行き詰まっているようなところもかなり出てきています。特に税収について言うと、地方財源としての地方消費税の拡充ということは、言ってみれば、今は地方共通の悲願ということが言えるのではないかと思います。

法人二税と申しますと、年度ごとのアップダウンというものが、どうしても景気の影響をダイレクトに受けるということで、安定的に行政サービスを提供していかなければいけない自治体の財源としては、非常に不安定なものだということで、これをやはり安定的な地方消費税というものに振りかえて、そしてもっと言うならば、今かなりきゅうきゅうとした財政状況の中で、もう少し実態に合わせて財源を拡充をしてもらわないと、今後、行政サービスに相当な影響が出てくるということだろうと思います。

この点については、知事会はもとより、地方6団体が一致結束をして、今、国に対して要望をしておりますし、具体的な検討の課題としても上がっているわけでありまして、こういう景気状況の中で税制度を見直すというのは簡単なことではございませんので、それは全体の状況の中でもうしばらく県あるいは市町村それぞれが最大限の自助努力をして乗り切っていくということが求められているわけです。我々として今できることと申しますのは、税の徴収率向上を図り、取るべきものはきちんと徴収をして、そして県民の間に不公平感が生じないようにするという、これがまず我々がなすべきことであり、できることでありますので、滞納整理推進機構も使いまして、きちんと浸透させていきたいと思っております。

望月委員

ありがとうございます。税の徴収というのは、やっぱり自立の基本ということになります。その点も力を入れてもらいまして、いろいろな方法があると思いますけれども、ぜひ御努力されて、すばらしい財政運営ができるように御期待をいたしております。

（県庁退職者の再就職施策について）

中込委員

県庁の退職者の再就職施策について御質問いたします。

私は、山梨県において県庁職員は本当にエリート集団であって、退職された後も、この人たちがはつらつと県において働くというのは、本当に県の財産であろうと考えます。なお、時代は変わって高齢化社会という時代になりまして、まさに退職して5年後に皆さんがお亡くなりになるような時代ではなくて、10年、20年、この方々がモチベーションを持って働くということは本当に大事であり、そういう観点から県は退職者に対する就職や心構えというものを、近年、高齢化社会の時代になって、どのように対応しているかどうかについて質問したいと考えております。

今、関係団体とそのポストに何人が行っているか。退職者が、昨年度の場

合、どのくらいおられて、どういうところに行っているのかお聞きしたいと思います。

芦沢総務部次長 県を退職した職員の平成19年度の再就職の状況でございますが、平成19年度定年退職者につきましては、合計で193名です。そのうち再就職した者は131名でございます。その内訳でございますが、いわゆる県の関係団体、例えば公益法人や法令により設置された法人で、県の事務事業と密接な関係を有するところが48名、それから、民間企業などへ24名、それから県の再任用制度を利用した者、または非常勤職、相談員や河川監視員といったところへ57名、それから市町村の非常勤嘱託へ2人、内訳としましてはそのようなところでございます。

中込委員 48名は、俗に言う天下りということかと思いますが、その他の方は民間などに、それぞれ就職していると思うのですが、この48名の方々がそれぞれの関係団体に行って、当然、リーダー的なところに行くと思うのですが、その人たちに対する就職のあっせんは、どのような観点でやっているのか。また、その人たちに対する、例えば現場に行ったときの、こういうことに注意してやられたらモチベーションを持ってやるとか、そういう教育はやられているのでしょうか。

芦沢総務部次長 就職の紹介等をしている考え方でございますけれども、これは県職員は在職中に培いました組織運営のノウハウとか、それから専門技術等の経験や能力を有効に活用いたしまして、社会に還元していくという考え方が片方でございます。

それから、退職いたしました職員の年金支給開始時期との絡みで、ある程度の経済的な保障といいますか、経済的な確保ができるようなことも念頭に置きまして紹介等をしております。

また、県の関係団体等から、就職の推薦要請があった場合について、それぞれの職員のこれまでの経験や人柄、もちろん能力やいろいろなものを考慮いたしまして、適材適所といった形での推薦をいたしております。

具体的に再就職に向けての研修等については、今現在の状況では特にいたしておりません。

中込委員 私は、天下りというのは、本当に、私は必要であると思っております。でも、その利点、いい面と悪い面があると思っておりますが、その辺はどのように認識されておりますか。

芦沢総務部次長 まず利点でございますが、先ほども申しましたけれども、県職員として長年培われましたノウハウや専門技術などが十分生かせるものというのが1点。それから、関係団体にもプロパーの職員がいるわけですが、例えば役員とか事務局長等のポストを担うまでにまだ育成されていない場合にも、県の退職者の中から管理職として組織運営等の経験がある、ふさわしい人材を紹介して、例えばプロパーの職員がそういったところまで育つのを待つということも可能となり、人員構成をうまく使えるということになります。

それから、県の管理職等といたしまして、部下の育成にかかわっていた管理職でございますから、関係団体等に再就職したことで、団体の管理職員にそうしたノウハウを提供できるということです。

中込委員

私は、福祉施設の園長をやらせてもらいましたが、園長の仲間で、福祉の方なんか、ずっと施設長で来られたという経験があって、その人たちの評判を聞いて、いろいろな福祉に関する規則のことは知っているし、事務管理等はすばらしい。ただ、職員から言わせると、その方の欠点は何かという、現場がわかっていない。現場がわかっていないけれども、二、三年でもうやめていくので、そこを学ぼうとしない。あるいは、自分がそこに施設長として来ているわけですから、その権威を保ちたい。こういうところに、職員の心をつかめないということがありました。もちろん一部で、これはすべてではありません。すばらしい人がいたこともあるし、個人の差はあると思いますけれども、そういう点があると、再就職していく前に、ちょっと教育をするということもあってもいいのかなと思います。これも人の能力によりますから、やったからどうかということはあるかもしれませんが、そういうことも効果があると考えております。

あと、この天下りという48名はいいんですけれども、その他の方に関して、例えば何か教育とか、そうことはやっているんでしょうか。

芦沢総務部次長

再任用の職員について、例えばパソコン操作の研修とか、そういったものについて取り組みたいと検討をしているところでございます。まだ実施の段階までは至っておりませんが、検討している段階でございます。

それから、今、天下りという言葉をお使いになられたわけでございますけれども、実態的に申しますと、例えば県の職員等が先ほど申しました、プロパーが育っていないとか、そういった理由の中で役員や事務局長というような職につくことはございます。事実としてそういう事例もございます。ただ、そうした場合、例えば、ここに座っているような本庁の課長、また、出先機関の所長クラスが再就職した場合、団体等でどの程度の報酬かと申しますと、県の職員で申しますと、主任クラスで、大体30歳ちょっと過ぎぐらいであり、具体的な金額で申しますと二十四、五万ぐらいでございます。

それから、部長級の方でございますと、県の職員で言いますと副主査で、出先のいわゆるリーダークラスの30代後半ぐらいの職員と同じような報酬で、具体的に申しますれば、30万ぐらいです。大体実態はそのような形で、それぞれの団体の中でそれなりに一生懸命勤めておると考えております。

中込委員

私は、昔のように何もしないで出ていくという時代じゃなくて、このすばらしい人材をますます高齢化社会で頑張ってもらって、山梨をよくしていこう、今まで培ったそういうものをやるためには、1年ぐらいは個人がこういう自己啓発をするというのだったら、それを優遇するような、そして59歳までのそれまでの人たちは、その人の分も働いて、自分もそのときになったら第2の人生の橋渡しとしての1年として過ごすという、総合的な施策をやって、そしてモチベーションもそのまま次の仕事に向かってもらいたいと思います。もう第1の人生は終わったという、それは昔の時代であって、私は、老人ホームの園長をやりましたが、高齢化対策は、認知症とか車いすの人に対する対策ではなくて、お元気で長生きした人たちに、いかに今まで培った能力を發揮させるか。あるいはそういう施策をやるべきだと考えているんです。まさに県はそういう能力頭脳集団であり、すばらしい人たちですから、県の退職者が193名もおられる人たちが、民間に行って、今まで持った能力とそういうものをやるんです。その大事な時期だと思うんですね。

目先だったら何か遊んでいるとか言うけれども、そうじゃないと思うんですね。そうすると、59歳までの人たちの「よし、自分もまた第2の人生頑

張るぞ」という、その1年間はそういうチャンスにし、そして関係団体に行く人たちにおいても、例えば立派にやって、来ていただいて、話を聞いて、入っていく。そういうところに行かない人たちでも、自分が免許取りたいといったら有給を与える。そういう総合的な施策を具体的にやるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

芦沢総務部次長 職員の再就職に向けての研修支援ということでございますけれども、人事課の所管でないのでも、もしかしたら間違っているかもしれませんが、その事例ですけれども、たしか県の職員が自己啓発のためにいろいろな資格を取るとか、例えば簿記の資格を取るとか、いろいろな資格がございますけれども、そういった場合については、その経費の一部を助成するという制度があったように記憶していますので、そういったことも大いに活用しながら、勤務時間内となると、またいろいろ調整することもございますけれども、勤務時間外等を活用し、頑張る職員には制度の周知もできれば、支援してまいりたいと思います。

（住民基本台帳カードについて）

石井委員 住民基本台帳カードのことにつきまして、お伺いさせていただきます。昨年12月の議会で、住民基本台帳カードの給付について質問をさせていただきました。そこで、普及啓発に対しての予算も議決したところでございますけれども、その後、大分、市町村課でも頑張っているというお話の中で、それらの進捗状況についてまず伺いたいと思います。

久保田市町村課長 本年4月から山梨県が全国初の全市町村で交付手数料が無料化されることを踏まえまして、12月補正におきまして議決いただきました後に、ただちに県民への普及啓発のための事業といたしまして、周知啓発用のポスター4,500枚、それからリーフレット1万8,000部作成いたしました。写真つきの住基カードにつきましては、運転免許証などと同じように公的な身分証明書として利用できます。また、口座の開設、10万円以上の現金振込の際の本人確認、運転免許証を返還された高齢者の方などに免許証がわりに身分証明書となるという非常に役立つものでございます。このため、市町村が求める銀行、それから県内の各警察署、さらには税務署、税金の申告に住基カードが必要なことから、県内すべての税務署に配付をいたし、既に掲示をさせていただいているところでございます。

石井委員 ただいま順調に進んでいるというお話でもございますし、あらゆる面で活用、利用できるということの中では、もっと普及してもいいのかなと考えますが、カードは各市町村で今どのぐらいまで普及しているか、状況がわかりましたら、お願いします。

久保田市町村課長 ことし1月に18の市町村が新たに交付手数料無料化をいたしました。従前から無料でありました笛吹市を含めまして、現在19市町村が無料化をしております。その中で、カードの交付枚数の状況を比較しますと、昨年12月の1カ月で県全体で450枚発行いたしました。無料化になりました1月、県下で約1,000枚。倍増をいたしております。市町村別に見ますと、ある市においては4月から12月までで2枚から5枚というような状況のところもございます。それに比べまして1月からは約100枚ぐらいということで、著しく増加をしているということでございまして、他の団体の交付

枚数もおおむね順調に伸びているという状況でございます。市町村別では笛吹市が交付率で6.5%ぐらいということでございます。

石井委員 倍増というお話でございますが、まだまだ普及状況から見ますと、積極的にという感もございます。今後、さらに具体的にどのようにしていくか、今お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

久保田市町村課長 県民への普及啓発につきまして、今回の作成いたしましたポスター、それからリーフレットによる広報のほかに、これからさらに市町村と連携をいたしまして、県、市町村が発行する広報紙の掲載、あるいはテレビ・ラジオ放送等を利用いたしまして、よりきめ細かな広報活動を行いまして、カードの普及を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしても県民の皆様に住基カードは、こんなに便利なものだということを理解していただいて、さらに市町村と連携をとってカードの普及に努めてまいります。

石井委員 実は、2月17日の山日新聞で、住基カード無料で発行しますという記事を見ましたけれども、今、お話の中ではテレビ等々、今、PRしているということでございます。今、19市町村がもう完全に実施していると。残りの9市町村も4月からは無料化というお話でございます。こう考えますと、記事等でも見ますと、全国で全市町村が実施する都道府県は山梨だけだと、こういうようなお話でございます。

いずれにしても、こういった便利なものを住民が理解し、日常生活に役立たせる、これはいわゆる住基カードを通して県と市が一体化していくという状況であろうかと思えます。そういったことを考えますと、暮らしやすさ日本一へもこれはつながっていくのではないかと考えますと、さらに御苦勞をしていただいて、全県民が本当に便利だという日常生活を送れるような方向を見出していただけたらと思えます。

その他

- ・ 第25号議案の採決については、後日、他の委員会の審議終了後行うこととした。その際、説明員の出席は求めないこととした。

以 上

総務委員長 浅川 力三